



四日市港 3つの いいじゃん

1. 道路ネットワークの充実
 2. スムースなコンテナ搬出入
 - 3・ 四日市港独自の補助制度
- ➡ 令和3年度大きくリニューアル！

① 道路ネットワークの充実

四日市港へのアクセスが飛躍的に向上している



一般道

2018年4月1日開通

四日市・

いなばポートライン

みえ川越IC ⇄ 四日市港

高速道路

2019年3月17日開通

東海環状自動車道

(西回り区間)

東員IC ⇄ 大安IC

高速道路

2019年3月17日開通

新名神高速道路

(三重県区間)

新四日市JCT ⇄ 亀山西JCT

一般道

2019年2月17日開通

中勢バイパス

鈴鹿・津工区

② スムースなコンテナ搬出入

四日市港では、ゲート待ちは発生しておらず、スムーズな搬出入が可能

北埠頭の様子



※ コンテナは、北埠頭および南埠頭で取り扱っており、ともにスムーズな搬出入が可能

③ 四日市港独自の補助制度

四日市港を、初めて利用したり、一定以上増量する荷主企業に対して補助金を交付
四日市港で外貿コンテナ船に揚げ積みする実入りコンテナ貨物が対象(小口混載貨物除く)

荷主企業四日市港利用支援事業補助金

四日市港を…

初めて ご利用いただく場合は

新規 事業
補助金

既に ご利用いただいている場合は

継続 事業
補助金

➡令和3年度、大きくリニューアルします！

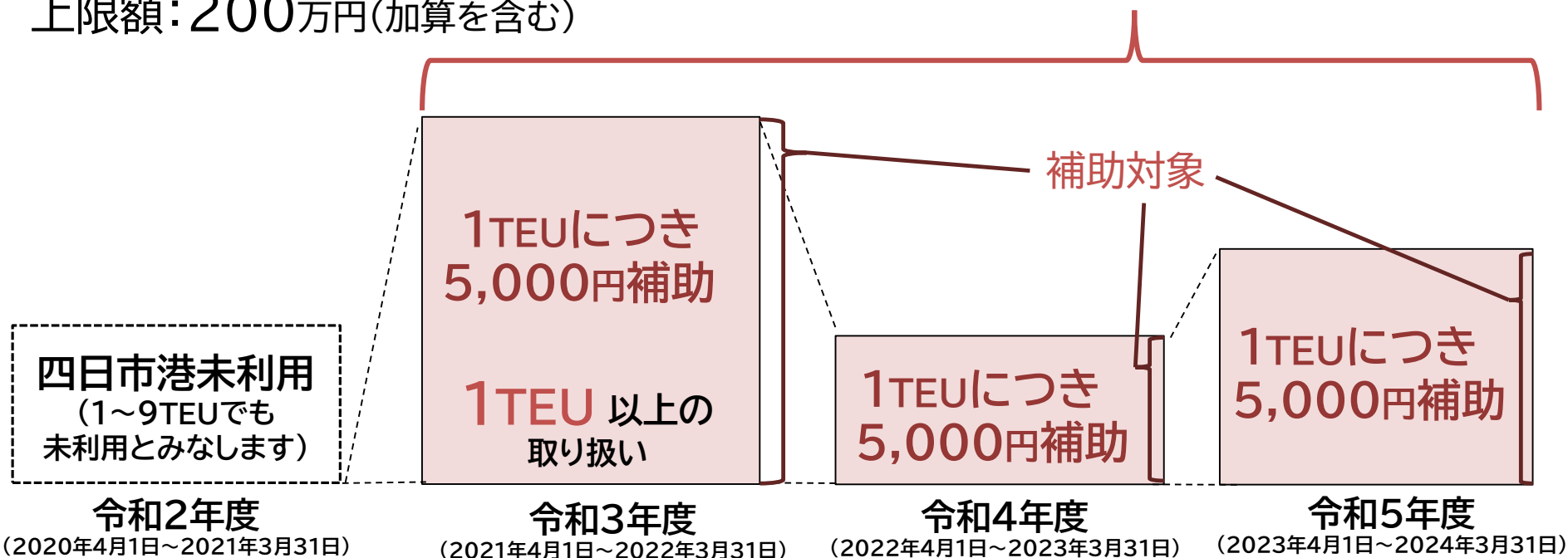
新規※に四日市港を利用し、外貿コンテナ貨物を取り扱う場合、補助金を交付

⇒ **1TEUから補助**(令和2年度までは最低10TEU以上取り扱う必要がありました)

補助額: 取扱量(TEU)×5,000円

上限額: 200万円(加算を含む)

最大3年間申請が可能に！



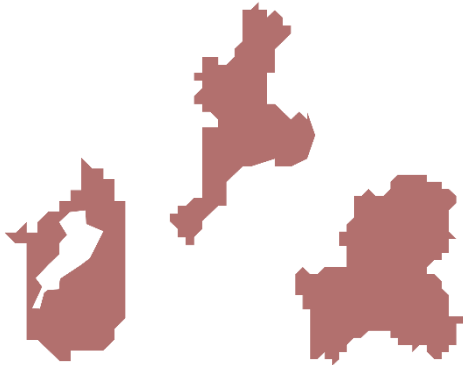
※「**新規**」とは、下記①及び②に該当する場合を言います

- ① 申請年度の前年度において、四日市港におけるコンテナ貨物の取扱いがないこと
(ただし、令和3年度は経過措置として、**令和2年度**の取扱量が**10TEU未満**であれば、取扱いがなかったものとみなします。)
- ② **過去3年間**(平成30年、令和元年、令和2年度)に新規事業補助金・継続事業補助金の**交付を受けていないこと**

①、②、③に該当する場合・・・各5,000円加算

➡ 1TEUあたり最大20,000円補助

①特定地域



三重県
滋賀県
岐阜県 } の一部地域

②特定国



米州諸国、欧州諸国、地中海
諸国、豪州、ニュージーランド、
中国(遼寧省、天津市、河北省、上海市、
江蘇省、浙江省、山東省)

③特殊コンテナ貨物



リーファーコンテナ貨物
(CAコンテナ貨物含む)
オープントップコンテナ貨物
フラットラックコンテナ貨物

三重県の一部地域 → 名張市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、紀北町、御浜町、紀宝町

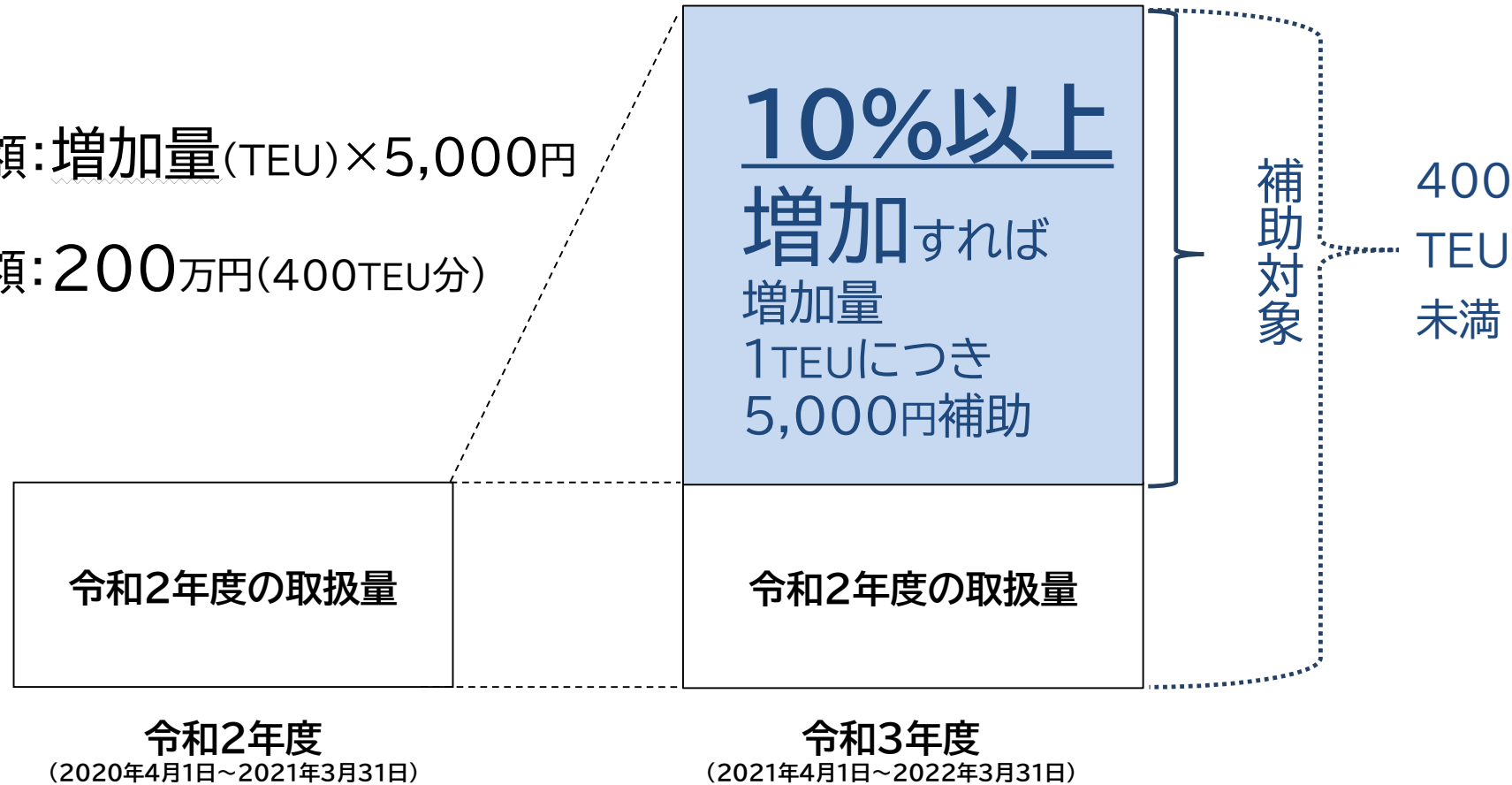
滋賀県の一部地域 → 草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町、愛荘町

岐阜県の一部地域 → 大垣市、養老町、揖斐川町、池田町、関ヶ原町、垂井町、神戸町、大野町

継続的に四日市港を利用し、前年度と比較して一定量以上増加させる場合、補助金を交付
〈取扱量が400TEU未満の場合〉

補助額: 増加量(TEU) × 5,000円

上限額: 200万円(400TEU分)

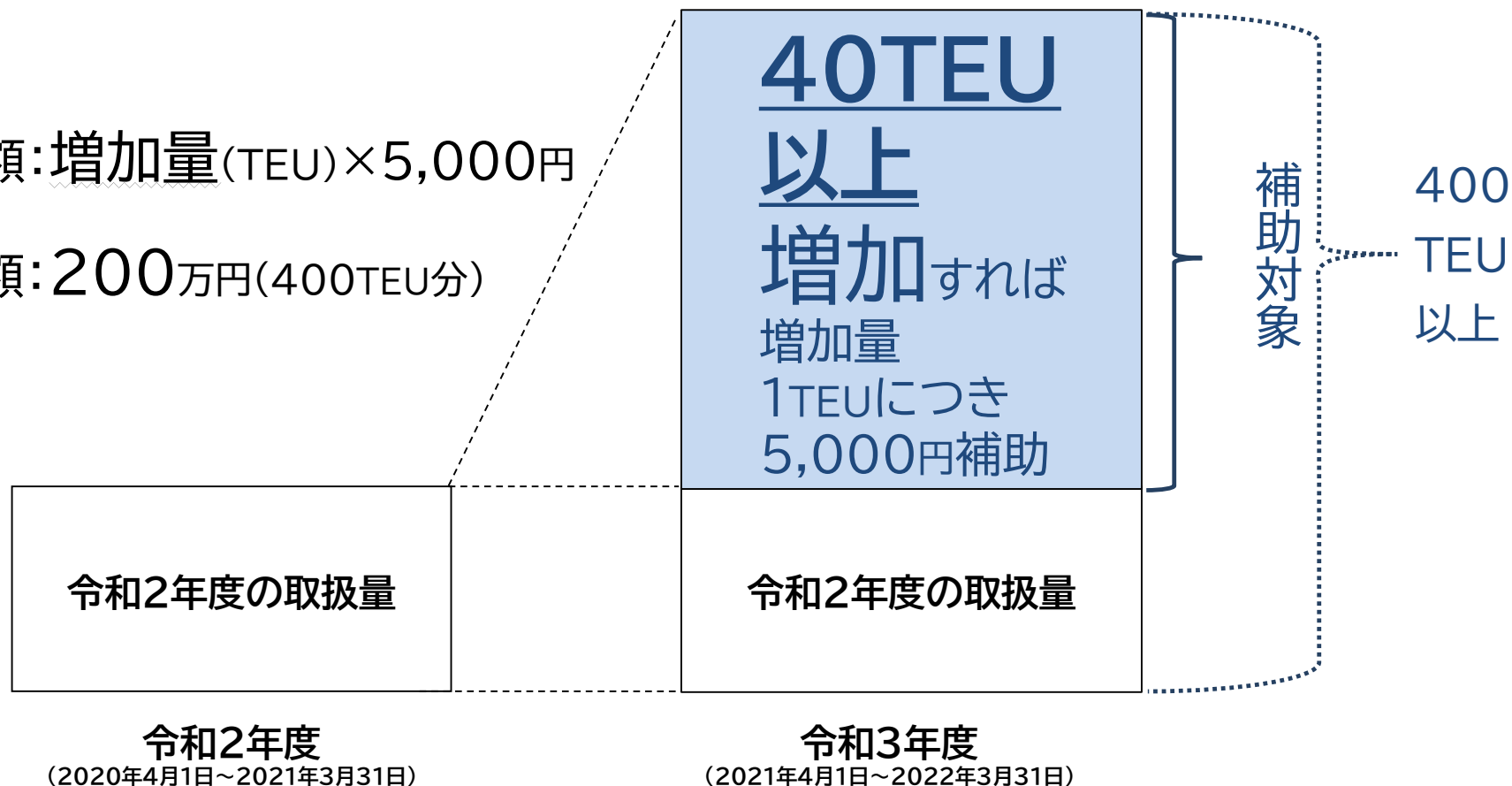


※年度途中で取扱見込み量が400TEU以上となる場合は、次のスライドの基準へ切り換えます。

継続的に四日市港を利用し、前年度と比較して一定量以上増加させる場合、補助金を交付
〈取扱量が400TEU以上の場合〉

補助額: 増加量(TEU) × 5,000円

上限額: 200万円(400TEU分)



※年度途中で取扱見込み量が400TEU未満となる場合は、前のスライドの基準へ切り換えます。

申請方法・申請書類等

申請に係る手続きについては

こちらをクリック